

2011年7月6日
JPOPM20

JPNICにおけるポリシー施行ステータス

JPNIC IP事業部
奥谷泉

JPNICが実装勧告を受けているポリシー提案

- 017-03: JPNIC 管理下にあるIPv4アドレスの移転提案
 - <http://venus.gr.jp/opf-jp/proposals/p017-03.html>

JPNIC 管理下にあるIPv4アドレスの移転提案

■ ポリシー策定プロセス上のステータス

- JPOPM17での提案(2009年11月) JPOPFのコンセンサス
- ポリシーWGからJPNICへの実装勧告(2010年1月)

■ 概要

- JPNIC/APNICと直接契約関係にある組織(アカウントホルダー)間のIPv4アドレスの移転を認める
- 最小移転単位は/24
- 在庫枯渇前は移転時に審議あり、在庫枯渇後は審議なし

■ 目的

- アドレス移転を認め、データベース更新を促すことによるレジストリデータベースにおける正しい登録情報の維持
- 在庫枯渇後、IPv6への完全移行までのIPv4アドレスの供給手段の提供

JPNICでの対応状況

2011年4月11日～28日

IPv4アドレス移転制度の
骨子案へのご意見募集

2011年5月27日

IPv4アドレス移転制度の
最終骨子の発表

- ・移転要件を定義した
IPv4ポリシー文書(6/14～)
- ・移転申請手続き文書(7/1～)

2011年6月～

IPv4アドレス移転制度の
施行に伴う文書の公示



2011年8月1日より
IPv4アドレス移転申請手続きを開始します

JPNICポリシーにおけるIPv4アドレスの移転

移転対象 アドレス	<ul style="list-style-type: none"> ・JPNIC管理下のIPv4アドレス ・JPNICと契約締結をしている組織へ割り振り/割り当てが行われている空間であること ・最小移転単位は/24
移転元の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・JPNICと契約締結している組織であること(*) ・JPNIC DB上、正しいアドレスの利用者として登録されていること ・移転対象アドレスについて、管理下の割り当ても含めていかなる紛争にも関わっていないこと
移転先の条件 移転前と異なる アドレス種別 を選択可能	<ul style="list-style-type: none"> ・JPNICと契約締結している組織/新規に契約締結する予定の組織(*) ・JPNICアドレス空間管理ポリシーに基づき、移転後のIPv4アドレス空間の管理を行うこと(移転時のアドレス利用計画の提出は不要) ・移転を行うIPv4アドレス空間について、PIアドレスPAアドレスどちらの種別として管理するのか選択すること
移転履歴の 公開	<ul style="list-style-type: none"> ・移転元組織への割り振り日または割り当て日、対象アドレス・移転元・移転先・移転完了日

当面はJPNIC
管理下に限定

IP指定事業者
の場合を想定

移転前と異なる
アドレス種別
を選択可能

(*) IP指定事業者契約書、PIアドレス割り当てサービス契約書、歴史的PIアドレス割り当て確認書

JPNIC 赤字で表示している箇所はJPOPMでの提案(017-03)と異なる点です

JPNICにおけるIPv4アドレス移転申請手続き

- 申請は書面での捺印付の申請書の提出をお願いします
 - 移転元および移転先の合意の確認のため、JPNICとの契約締結時と同等の捺印をお願いします
 - 移転先は、移転後のIPv4アドレスの管理種別(PAアドレス/PIアドレス)を選択する必要があります
- JPNICでの書類審査は組織や対象アドレスのステータス確認とシンタックスチェックが中心
 - JPNICとの契約締結の有無、紛争に関わっていない、滞納料金が無い等
 - /24以上のJPNIC管理下のアドレス(APNIC管理下は対象外)であるか
 - 利用計画の提出は求めません
- 移転先がJPNICと契約締結を行っていない場合、契約締結手続きが必要で
 - PAアドレスとして管理する場合は指定事業者の要件を満たしていることが求められます
 - PI契約は、契約条件を特殊用途に限定せず、拡張する予定です
 - 通常通り、契約料の支払いは必要となります

需要を踏まえて今後の対応を検討します

その他特筆点:

現時点では、移転元が登録している割り当て情報および逆引きゾーンの情報引き継ぐことは保証されません

IPv4アドレス移転申請に関わる料金

■ 移転時の手数料は徴収しない

- ただし、新たにJPNICと契約締結する場合は、通常の新規契約と同じく契約料の支払いは必要となります

■ 移転対象アドレスの移転後の維持料は、移転先が負担

- 維持料算出方法は、他のIPv4アドレスと同様の方法が適用されます

IPv4アドレス移転制度の施行に伴い公示中の文書

■ 「JPNICにおけるアドレス空間管理ポリシー」(改定)

— <http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01112.html>

■ 「IPv4アドレス移転申請手続き」(新規)

— <http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01113.html>

※両文書とも2011年8月1日より有効となります